

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 24 日現在

機関番号：12101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730038

研究課題名(和文)非正規滞在の無国籍者の法的地位に関する研究 国際人権法の理論と実践

研究課題名(英文)A Study on the Legal Status of Irregular Staying Stateless Persons

研究代表者

付月(FU, Yue)

茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：70522423

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文)：3年間に亘る研究を通して、日本には政府統計に表れていない無国籍者が潜在的に多くいる現状とその問題点を明らかにしてきた。特に、「非正規滞在」でかつ「無国籍」という法的地位が、親から子へと世代を超えて受け継がれる問題の見えにくさ、深刻さを指摘した成果は大きいと考える。また、研究開始当初では、比較法の対象として、無国籍認定制度をもつヨーロッパ諸国に注目していたが、近年、アジアにおいても先進的な取組みがなされるようになったため、タイとフィリピンで現地調査を実施した。その結果、多くなる示唆を受けた同時に、人の移動と無国籍との関連性、およびアジア諸国の法制度とその運用を研究する必要性があると認識した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to identify and discuss the legal issues on stateless persons, especially the irregular staying stateless persons in Japan. Firstly, the inaccurate registration of nationality is revealed. This is one of the reasons why the official statistics do not reflect the actual numbers of stateless persons in Japan. Moreover, that the wrong registration of nationality creates a impediment for stateless persons in performing their civil life, such as registration of marriage or birth, was pointed out. Secondly, the study examined the mechanism and the challenges of the intergenerational reproduction cycle of statelessness and of irregular legal status from parent(s). Hence, an accurate nationality verification system / statelessness recognition system should be introduced to Japan. In line with this, lastly, a comparative research on the Philippines' legal framework on statelessness that maybe the most progressive one in the world was carried out.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：無国籍 非正規滞在 法的地位 人権

1. 研究開始当初の背景

国家を一つの単位とする現代国際社会において、個人は国籍をもつことによって特定の国に所属することを法的に証明し、その国籍国の保護を受けることが原則となっている。しかし、実際には、いずれの国によっても国民と認められない「無国籍者」が多数存在している。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の統計によると、2008 年末現在、世界全体で約 1,200 万人もの無国籍者がいると推計されている (UNHCR, 2008 Global Trends)。

日本では、2009 年に 1,397 人の無国籍者が外国人登録されている [e-Stat]。このうち、日本に滞在するための在留資格を取得していない者は 255 人おり、いわゆる「不法滞在」(以下「非正規滞在」) の状態にある。しかし、この公式な統計に表れている数は、全体のわずか一部にしかすぎない。たとえば、先行研究で指摘されてきたように、非正規滞在の親をもつがゆえに在留資格を取得できず、非正規滞在している日本生まれの無国籍児は未知数に存在する。加えて、無国籍であるから合法的に国境を越えることが困難であるため、非正規に移動した結果として在留資格が得られず、あるいはその他のさまざまな原因により、非正規滞在を余儀なくされている無国籍者が存在している。

無国籍の問題は、一国内の問題ではなく国際社会全体によって解決されるべき課題である。殊に本研究の対象である非正規滞在の無国籍者は、主権国家が並列する国際社会のなか、先進国における厳格な出入国管理制度の下でもっとも人道的危機に瀕している者といえる。その早急な解決は世界共通の課題である。日本においても、上記のとおり、無国籍の問題とは無縁ではなく、むしろ非正規滞在している無国籍者が不可視であったことにより、いっそう問題が深刻である。

日本において、非正規滞在者は出入国管理及び難民認定法 (以下「入管法」) 第 24 条に規定する退去強制事由に該当するため、日本から退去強制させられる対象者となっている。しかし、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 12 条 4 項にある「自国に戻る権利」にしたがって、戻る「自国」が存在しないのが無国籍者である。実際に、日本では、非正規滞在の無国籍者は、退去強制先がないのに退去強制を前提とした無期限の収容が行われたり、収容から一時的に「仮放免」されたとしても、就労する権利も国民健康保険に加入する権利もなく、著しく権利が制限された状態で長年放置されている、という甚大な人権問題が起こっている。

本研究課題の代表者は、これまでの無国籍に関する研究および非正規滞在者の権利保障に関する研究 (平成 21~22 年度科学研究費補助金 (若手スタートアップ)、課題番号: 21830022) を遂行するに当たり、非正規滞在者の中でも特に無国籍者の法的地位の安定および権利保障に関する問題は深刻かつ重要であり、喫緊な解決を要するものであると確信するに至った。

2. 研究の目的

本研究は、無国籍者の法的地位、特に日本における非正規滞在の無国籍者の法的地位について、国際人権法の観点および比較法の観点から検討し、具体的な法的解決策を探求することを目的とする。

非正規滞在の無国籍者は極めて不安定な法的地位に置かれているために、さまざまな権利が制限されている。その現状に対して、まず、人権保障の見地から問題点を明らかにする。また、他の国における同様な無国籍問題への法的な対処方策について、日本の場合との比較法的な見地から検証を行う。そして、日本における非正規滞在の無国籍者の法的地位問題ないし権利保障問題について、国際人権法の国内実施のための理論的・実践的な法的解決策を具体的に提示したい。

3. 研究の方法

本研究課題を実施するために、以下に示す研究方法を用いた。

(1) 文献調査

国内外の研究論文・調査資料を収集して、文献研究を中心に行った。ヨーロッパにおける文献収集等については、マックス・プランク社会法及び社会政策研究所 (ミュンヘン) を拠点とした。

(2) 研究対象の現状と問題把握

本研究の対象である非正規滞在の無国籍者の置かれている現状および直面する法的問題について、現場レベルで把握することに努めた。そのために、日本における無国籍者の法的支援を専門的に行っている特定非営利活動法人「無国籍ネットワーク」の活動に参加して情報収集を行った。

(3) 研究対象者へのインタビュー調査

本研究課題の対象者である日本にいる非正規滞在の無国籍者に関する状況および彼らが直面している問題について知るために、NOP 法人無国籍ネットワークと協働して、当事者へのインタビュー調査 (パイロット調査) を行った。

(4) 国内外の議論の最新情報の収集
国内外での研究会、セミナー、シンポジウム、国際会議等に参加することを通して、本研究課題に関する最新の情報および国際的な議論の動向の把握に努めた。

(5) 海外現地調査
タイへの現地調査：
2011年2月に、日本における無国籍者の法的支援を行っている弁護士や無国籍者の研究者と共に、タイ側の無国籍者支援団体や研究者の協力を得て、タイ北部に住む無国籍者の現状視察を行った。

フィリピンへの現地調査：
2015年3月5日～8日の間、フィリピン法務省および UNHCR 駐フィリピン事務所の協力を受けて、日本の難民研究フォーラムが主催したフィリピンにおける難民・無国籍認定制度に関する研究調査ツアーに参加した。フィリピンの法務省、移民局、UNHCR 駐フィリピン事務所、NGO、大学等を訪問して、フィリピンにおける法制度に関する調査を行った。

4. 研究成果

本研究で取り組む問題は、日本だけではなく、他の国においてもみられる問題であり、国際社会全体の課題である。したがって、日本における現状を海外に発信するとともに、外国における状況や議論の傾向を日本に紹介し、相互の議論を促進させ、問題解決への糸口を検討することが必要であると考えた。

(1) 日本における状況の海外発信
日本から海外への発信として、以下の投稿および国際会議における口頭発表を行った。

日本における非正規滞在の無国籍者訴訟、すなわち、来日したタイ出身の無国籍者の退去強制事件の背景および判決について、国際家族法学会が運営するウェブサイトにて投稿して紹介した(下記 5. 主な発表論文等〔その他〕を参照)。

2012年2月6日にバンコクのタマサート大学法学部で開催された無国籍者に関する国際シンポジウムにおいて、日本における無国籍者の分類と関連法制度を内容とする口頭報告を行った(下記 5. 主な発表論文等〔学会発表〕7を参照)。

2014年6月9日～10日に国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)主催の無国籍者支援 NGO 集中会議(NGO Retreat on Statelessness)に参加し、日本における難民 2 世の国籍問題について報告するとともに、世界各地から参加した難民・無国籍支援の専門家に対して無国籍と難民

との関連性について問題提起し、議論の促進と意見交換に努めた。

また、同月 11 日～13 日にジュネーブで開催された 2013 年 UNHCR と NGO の年次協議会(2013 UNHCR Annual Consultations with NGOs)においても、本会議や分科会で積極的に発言し、日本における問題を共有したと同時に、参加者と議論を交わした。

2013年3月6日に開催された UNHCR 駐フィリピン事務所とフィリピン法務省との合同研究会において、「日本における無国籍問題に関連する国籍法および入管法」(Nationality Act and Immigration Act related to Statelessness Issues in Japan)と題する報告を行い、日本における現行法制度とその運用の問題点を指摘した上で、フィリピン側の参加者と意見交換、学術的交流を行った。

(2) 海外情報の日本への紹介
上記 3.(5)、すなわち、比較法的見地からの収集した情報および調査成果について、さまざまな場において日本社会に対して情報提供を行った。

タイについては、2012年3月2日に開催された「タイ・無国籍スタディツアー報告会」(NOP 法人無国籍ネットワーク主催)において報告した。

フィリピンについては、難民研究フォーラム主催の公開シンポジウム(下記 5. 主な発表論文等〔学会発表〕2を参照)で報告した。

(3) 研究成果の公表

本研究課題の研究成果の一部を学会や研究会、シンポジウム等において報告した後、論文等として公表した。

日本における無国籍でかつ非正規滞在中に直面している者が直面する問題、特に市民生活を営むうえでの問題、および、これらの問題を引き起こす原因ないし根本的な問題を明らかにした。そして、これらの問題を解決するために、2つの無国籍に関する条約の関連条項について日本の文脈において考察し、日本の両条約への加入意義について検討した。

その成果について、移民政策学会で報告した(下記 5. 主な発表論文等〔学会発表〕6を参照)。その後、同学会の依頼を受けて、学会誌である『移民政策研究』の特集のための論文を執筆した(下記 5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕2を参照)。

非正規滞在であるがゆえに退去強制の対象になっている外国人家族の直面する法的問題、特に、親子の国籍や法的地位が異なることから、退去強制によって親子が別々の国に分離させられる問題について検討した。

その成果を、日本家族 社会と法 学会で報告した(下記 5.主な発表論文等〔学会発表〕5を参照)。また、同報告の内容を論文として執筆し、同学会の学会誌に掲載された。(下記 5.主な発表論文等〔雑誌論文〕1を参照)

研究成果を含むテキスト(共著図書)の一部を執筆し、その刊行も決定されている。(下記 5.主な発表論文等〔図書〕を参照)

2015年9月にオランダのハーグで開催される第1回無国籍に関する世界会議において、本研究課題の成果の一部を報告する予定である。(下記 5.主な発表論文等〔学会発表〕1を参照。)

上記 ~ 以外に、学際的かつ学術的な議論を促進させるよう、研究会で報告を行った(下記 5.主な発表論文等〔学会発表〕4を参照)。また、大学生や一般市民を対象にしたシンポジウム等において、研究成果を社会に広く還元するよう努めた(下記 5.主な発表論文等〔学会発表〕3を参照。)

【今後の展望】

本研究期間終了後も、本研究課題の成果を積極的にシンポジウムや国際会議で発表し、そして論文を公表することを通して、社会に還元することを予定している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

付月、「グローバル化する家族と子ども—退去強制による家族の分離と子どもの利益—」家族 社会と法 第29号、査読有、2013年、137~169頁。

付月、「無国籍条約加入の意義と日本の課題」、移民政策研究第5号、査読無、2013年、34~50頁。

〔学会発表〕(計7件)

Yue FU, Impacts of identification on statelessness in Japan (「日本における無国籍認定の意義」), First Global Forum on Statelessness: New Directions in Statelessness Research and Policy (第1回世界無国籍フォーラム:無国籍研究および政策の新傾向)、2014年9月15~17日、ハーグ(The Hague、オランダ王国)(予定・報告決定済み)

付月、「フィリピン:無国籍者の状況と難民・無国籍認定制度の導入」、難民研究フォーラム主催シンポジウム:東アジア(フィリピン、報告)における新たな難民法制度の動きと日本の今後、2014年6月7日、真如苑

付月、「無国籍問題に対する国際的な取組み—無国籍者の権利保護と無国籍の発生防止」大学生×NPO×国連シンポジウム"無国籍"って?難民と考える国籍のはなし、2013年9月30日、筑波大学

付月、「無国籍の世代間連鎖—親の身分証明と子どもの国籍取得」、国立民族博物館共同研究「人の移動と身分証明の人類学」研究会、2013年9月28日、国立民族博物館

付月、「グローバル化する家族と子ども—退去強制による家族の分離と子どもの利益—」日本家族 社会と法 学会第29回学術大会・若手セッション、2012年11月10日、早稲田大学

付月、「無国籍条約加入の意義と日本の課題」、移民政策学会2012年度年次大会、ミニシンポ「『在留カード』導入前に無国籍問題を考える」、2012年05月19日、明星大学

Yue FU, Legal system related to the stateless people in Japan (「日本における無国籍者に関連する法制度」), International Symposium on "Sharing Experiences of Thailand and Japan on Management of Legal Status and Rights of Stateless/Nationality-less Persons" (国際シンポジウム:無国籍者の法的地位および権利に関する日本とタイの比較研究)、2012年2月6日、タマサート大学法学部(タイ王国、バンコク)

〔図書〕(計1件)

本澤巳代子、大杉麻美、高橋大輔、付月『よくわかる家族法』ミネルヴァ書房、2014年(印刷中)。

〔その他〕(計1件)

Yue FU, Statelessness, legal status and family reunion – A report from Japan, (無国籍、法的地位、そして家族の統合—日本からの報告)
Developments Blog & Comments
Forum, International Society of
Family Law (国際家族法学会運営公式
ウェブサイト) :
[<http://isfl.forumotion.com/f51-1general-theroretical-historical>] (2014年6月3日最終アクセス)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

付 月 (FU, Yue)
茨城大学・人文学部・准教授
研究者番号 : 70522423

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し